**新型コロナウイルスの影響を踏まえた、液石法等の各種期限の延長について**

**【改正の概要】**

**○液石法関連**

|  |  |
| --- | --- |
| 措置名 | 適用期間 |
| 供給設備の点検の期限延長（規則第36条第1項第1号） | 令和2年4月10日から同年9月30日までの間に終了する場合は、その期間を４ヶ月延長する。 |
| 消費設備の調査の期限延長（規則第37条第1号） |
| 一般消費者等に対する周知の期限延長  （規則第38条の2第1項及び第2項） |
| 認定液化石油ガス販売事業者に係る報告期限延長  （規則第48条第2項） |
| 充てん設備の保安検査の期限延長（規則第81条第1項） |
| 液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者に係る事業年度終了後の報告期限延長（規則第132条） |

**○高圧法関連**

|  |  |
| --- | --- |
| 措置名 | 適用期間 |
| 保安検査の期限延長（液石則第77条第2項） | 令和2年4月10日から同年9月30日までの間に終了する場合は、その期間を４ヶ月延長する。 |
| 定期自主検査の期限延長（液石則第81条第4項） |

**【経産省ホームページ掲載アドレス 】**

○改正について掲載されているホームページ（経産省ホームページ内）

（液石法関連）

<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200410-02.html>

（高圧法関連）

<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200410_04.html>